

郡山市原子力災害対策アドバイザー設置要綱

平成23年10月21日制定

平成25年11月1日一部改正

[環境部原子力災害総合対策課]

(設置)

第1条 原子力発電所の事故による放射線及び放射線による被害の対策について専門的な知識からの指導及び助言を受けるため、郡山市原子力災害対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、放射線及び放射線による被害の全般に関する専門的な知識を持ち、適切な指導及び助言を行うことができる者で、市民の安全及び安心の向上に寄与すると認められるもののうちから市長が委嘱する。

2 アドバイザーの人数は、おおむね5人以内とする。

(任期)

第3条 アドバイザーの任期は、委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱内容)

第4条 アドバイザーは、次に掲げる事項について指導及び助言を行う。

- (1) 放射線及び放射線による被害の対策に関すること。
- (2) 放射線及び放射線による被害の正しい理解及び知識の普及に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(守秘義務)

第5条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第6条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中にあっても解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため指導及び助言の遂行に支障があると認めたとき。
- (2) アドバイザーの指導及び助言が、的確性に欠けると認めたとき。
- (3) アドバイザーを設置する必要がなくなったとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。

(庶務)

第7条 アドバイザーに関する庶務は、原子力災害総合対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。